

委託仮契約書（案）

委託者 大津市（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、市有施設のE S C O事業によるL E D化業務（第3期）について、次の条項により、この仮契約を締結する。

この契約の締結について、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に提供する設計・施工・監理・検証サービス（乙が実施するL E D化改修工事の設計、施工及び監理業務並びに乙が設置するL E D設備（以下「省エネルギー設備」という。）の光熱水費削減効果の検証等の業務をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 委託業務名 市有施設のE S C O事業によるL E D化業務（第3期）

(2) 履行場所 大津市仰木四丁目ほか

(3) 契約金額

ア 令和8年度E S C Oサービス料支払額 金0円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税相当額 金0円）

イ 令和9年度E S C Oサービス料支払額 金 円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税相当額 金 円）

(4) 契約期間 契約締結日から令和9年9月30日まで

(5) 契約保証金 免除

(6) 委託業務内容 別添「包括的エネルギー管理計画書」のとおり

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、委託業務の全部又はその主要部分の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受託者又は下請負人の名称、委託又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は甲に対し、委託し又は請け負わせた第三者の委託業務の履行責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙及び前条第2項に規定する受託者又は下請負人は、委託業務の遂行上知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、前条第2項の規定により甲の承諾を得て第三者に委託業務の一部を委託し、又は請け負わせようとするときは、当該受託者又は下請負人に対し、委託業務を遂行する上で知り得た甲の秘密について、前項の規定に準じた取扱いがなされるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 甲は、この契約により知り得た乙の秘密（乙が実施した改修工事等の内容、改修工事等で乙が設置した省エネルギー設備及び設計・施工・監理・検証サービスの内容等に係る秘密をいう。）を他人に漏らしてはならない。ただし、乙が事前に了解した範囲内の内容に関しては、この限りでない。

4 前3項の規定は、第2条第4号に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

(設計・施工・監理・検証サービス)

第7条 乙は、自己の負担において、令和9年9月30日までに設計・施工・監理・検証サービスを完了するものとする。

2 乙は、設計・施工・監理・検証サービスを行うに当たって、第2条第2号に規定する履行場所（以下「履行場所」という。）における甲の業務運営及び施設管理に支障を来さないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。

3 乙は、現場代理人を設置し、当該現場代理人を工事期間中、履行場所に常駐させ、同人に設計・施工・監理・検証サービスの運営、取締りを行わせるほか、この契約に基づく乙の設計・施工・監理・検証サービスに係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも、同様とする。

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず、自ら行使しようと

するものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

- 5 乙は、設計・施工・監理・検証サービスに必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- 6 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 乙は、履行場所又は省エネルギー設備に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、甲の承諾を得た上、履行場所内に立ち入ることができるものとする。
- 8 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができない事由により履行場所若しくは甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が設計・施工・監理・検証サービスを履行できないときは、甲は、設計・施工・監理・検証サービスの中止事由を直ちに乙に通知して、設計・施工・監理・検証サービスの全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。
- 9 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、設計・施工・監理・検証サービスの中止事由を乙に通知して、設計・施工・監理・検証サービスの全部又は一部の履行を一時中止させることができるものとする。
- 10 第1項の規定にかかわらず、前2項の規定により設計・施工・監理・検証サービスの全部又は一部の履行を一時中止した場合においては、設計・施工・監理・検証サービス等の完了日について、甲及び乙で協議の上、これを変更することができるものとする。

（履行遅滞等）

第8条 乙は、令和9年9月30日までに設計・施工・監理・検証サービスを完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して当該期限の延長を求めることができる。この場合、甲が、期限経過後に設計・施工・監理・検証サービスを完了する見込みがあると認めるときは、甲、乙協議して延長期間を定めるものとする。

- 2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、第2条第3号イに規定するESCOサービス料支払額に対して延長日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

（甲の通知義務）

第9条 甲は、省エネルギー設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

- 2 甲は、履行場所へのエネルギー供給が中断したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（ベースラインの算出）

第10条 設計・施工・監理・検証サービスによる削減対象とする1年間の光熱水費（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の基準額（以下「ベースライン」という。）は、甲が提示した履行場所の照明設備に係る光熱水量の想定を基に算出して得た額とし、金 〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（削減予定額及び保証基準額等）

第11条 設計・施工・監理・検証サービスによる甲の光熱水費削減予定額（以下「削減予定額」という。）は、金 〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 設計・施工・監理・検証サービスの提供により、乙が甲に対し最低限保証する光熱水費削減額（以下「保証額」という。）は、金 〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（設計・施工・監理・検証サービスの検査及び引渡し）

第12条 乙は、設計・施工・監理・検証サービスを完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計・施工・監理・検証サービスの完了を確認するための検査を完了し、当該検査の可否結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査によって設計・施工・監理・検証サービスの完了を確認した後、乙が省エネルギー設備の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設備の引渡しを受けなければならない。

5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該設備の引渡しを設計・施工・監理・検証サービス料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計・施工・監理・検証サービス等の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（部分引渡し）

第13条 省エネルギー設備について、甲が包括的エネルギー管理計画書において設計・施工・監理・検証サービスの完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の設計・施工・監理・検証サービス等が完了したときについては、前条第1項中「設計・施工・監理・検証サービス」とあるのは「指定部分に係る設計・施工・監理・検証サービス」と、同条第4項中「省エネルギー設備」とあるのは「指定部分の省エネルギー設備」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(業務の履行責任)

第14条 甲は、第12条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の検査の結果、不合格となった場合において、修補することができないと認めるときは、乙に対し、損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、第12条第2項の検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から契約期間内に発見されたものについては、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(ESCOサービス料の請求及び支払)

第15条 乙は、第12条第2項の検査に合格したときは、速やかにESCOサービス料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内にESCOサービス料を乙に支払うものとする。

(ESCOサービス料の算出)

第16条 甲は、乙が負担する以下の各号に要する費用の総額を本事業のESCOサービス料とする。

- (1) 包括的エネルギー管理計画書の作成
- (2) 契約に要する経費（印紙代は、乙の負担とする。）
- (3) 使用する機器の調達
- (4) 施工に当たり必要となる官公庁への届出等の手続事務
- (5) 工事施工
- (6) 施行監理
- (7) 撤去した設備の運搬・廃棄
- (8) 乙が負担する工事仮設使用料
- (9) 光熱水費削減効果の検証
- (10) その他、本事業の実施に伴う経費
- (11) 乙の利益

(部分使用)

第17条 甲は、第12条4項又は第5項の規定による引渡し前においても、省エネルギー設備の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 甲は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により省エネルギー設備の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合の担保)

第18条 甲は、省エネルギー設備に契約不適合（包括的エネルギー管理計画書に定める仕様に適合しない状態があることをいう。以下同じ。）があることを発見したとき、又は省エネルギー設備に係る権利に契約不適合があることを発見したときは、契約不適合の修補、ESCOサービス料の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができる。

2 前項の契約の解除は、その不履行が軽微なものである場合であってもすることができる。

3 第1項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第12条第4項又は第5項（第13条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は10年とする。

4 甲は、省エネルギー設備の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約内容不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 甲は、省エネルギー設備が第1項の契約不適合により滅失又はき損したときは、第3項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。この場合においても、乙は、第8条第2項の規定による違約金（次条第1号に該当する場合におけるものに限る。）及び第23条第1項の規定による違約金の支払を免れない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

(甲の契約解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第7条第1項に規定する期限までに設計・施工・監理・検証サービスを完了することができない場合において、当該期間経過後に設計・施工・監理・検証サービスを完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の締結後、甲の催促にもかかわらず相当期間内に委託業務に着手しないとき。

(3) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

- (4) 前3号に定めるもののほか、この契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。
- (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（乙の契約解除権）

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 甲がこの契約に違反し、その違反により設計・施工・監理・検証サービスの提供が不可能又は著しく困難となったとき。
- (2) 天災等乙の責めに帰すことができない事由により、設計・施工・監理・検証サービスの提供が不可能又は著しく困難となったとき。

(甲による契約解除後の処理)

第22条 乙は、設計・施工・監理・検証サービスの完了前に、第20条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、甲の選択により次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 省エネルギー設備の所有権を無償で甲に譲渡する。
- (2) 乙の負担により省エネルギー設備を撤去し、履行場所を設計・施工・監理・検証サービスの着手前の原状に回復する。ただし、甲が乙に代わってこれを行ったときは、これに要した経費を乙が負担する。

(契約が解除された場合等の違約金)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第3号に規定する契約金額の総支払限度額(乙が既に履行した部分に相当する金額を除く。)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第20条第1号から第7号までの規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(乙による契約解除後の処理)

第24条 乙は、第21条第1号の規定により、この契約を解除したことにより、自己に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を求めることができる。

(契約の変更)

第25条 この契約締結後、契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、甲及び乙で協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(天災等危険負担)

第26条 天災等の甲又は乙のいずれの責めに帰すことができない事由により、この契約に基づく義務を履行できない状況になった場合は、甲及び乙で協議の上、次のいずれかによるものとする。

- (1) 天災等による状況が改善されるまで、履行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し、この契約を有

効なものとして継続する。

(2) 甲又は乙が他方に対しての義務を履行することが不可能な事態においては、10日前までに通告を行った上で、契約を終了する。この場合において、省エネルギー設備の取扱いについては甲及び乙で協議の上、取り決めるものとする。

(法令の遵守)

第27条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和38年法律第97号）その他関係法令を遵守するとともに、法令上、乙が負うべき全ての責任を負う。

(疑義等の決定)

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

大津市御陵町3番1号

甲

大津市

大津市長 佐藤 健司 ⑩

住所

乙

法人名

代表者名

⑩